

後漢時代の東觀での「校書」と「著作」 ——担当した学者官僚と対象になった書物——

飯 島 良 子

はじめに

現政権の正統性を標榜するために、国策として独特な史観を既存の歴史的文書に書き入れることは、かたちはさまざまであるが、これまで世界の国々でくりかえされてきた。中国の後漢政権(25-220)が、その首都、洛陽の宮廷の東觀にあった蔵書庫で学者官僚におこなわせた『漢書』の撰述に伴う「校書」や、「著作」と呼ばれた職務の内容がその例に相当すると思われる。『漢書』の撰述に伴う「校書」に携わった、あるいは、後漢の「著作」に従事した学者官僚は、史書に現行制度の由緒来歴などを書き入れたが¹⁾、それとともに、漢家を儒家的聖人、堯の子孫として後漢王朝の正統性を主張するべく、いわゆる五行説による循環史観を史書に書き入れていった。中国におけるそれ以前の国家的な正統史観、すなわち、自らの政権を正統とする史観は何であったかといえば、後漢の一代前の新莽政権(9-23)が構築したもので、循環史観ではなく、農業神、后稷(こうしよく)を漢民族の始祖とする、いわば直系史観であったとみられる。このことは、王莽とその「国師」劉歆が政治的に利用した儒家の古文経典の内容から凡そ察しがつくし、また、王莽が自らのために構築した史観が循環史観ではなかったことは、唐・房玄齡等撰『晋書』卷17礼志(上)所載の摯虞の上奏文の冒頭からも解る²⁾。

さて、後漢の東觀で「校書」が始まったのは明帝(在位57-75)の時代である。その頃に「校書」や『漢書』の撰述に携わったのは班固、賈逵などで、かれらが漢の政体(劉氏)の始祖を儒家的聖人の堯と定め、かつ、五つの「天帝」が循環しつつ変化するという五行説に則った循環史観を採用して、それに堯→舜→夏(禹)→殷(契)→周(后稷)の王朝を配置した。その史観を、班固「典引」篇に蔡邕は次の注釈を施して説明した。「天は五行の順序をあらわす。堯と四臣(舜、禹、堯と舜に仕えたとされる〔后〕稷と契(せつ))はそれぞれの一行に依拠する。だが、堯こそがそのうちの「正」(正統)である。帝王の事業が四臣を遍歴したので、「元首」(堯)の子孫に戻して漢の劉氏に与えたのである³⁾」。この史観について筆者はすでに別稿で論じた⁴⁾。

他方、「著作」が始まったのは安帝(在位106-125)の時代である。後に論及するが、後漢の「著作」が凡そ「国史」に関わる作業であったことは『文献通考』職官・秘書監から解る。また、その職務の内容が書籍に何らかの増補を加える行為だったことが、『晋書』卷24職官志所載の恵帝(司馬衷)の元康2年(292)の詔に、漢魏においてはその職務が「文籍」

(書籍に文織する、すなわち、文を補綴して文章としてまとめあげること)をつかさどることであったとするので判る⁵⁾。

以上のようにみると、後漢の東觀での「校書」とは、凡そ既存の書物に独自の史観などの文、文章を組み入れるような行為であり、そして、「著作」とは、凡そ既存の史書に何らかの書き入れをして増補するような行為であったらしいということになる。しかし、先行する諸研究においては、漢唐を通しておこなわれた「校書」は書物の単なる校勘作業とされ、また、「著作」は現代語の著作の意味で理解されて今日に至っている⁶⁾。そこで小論では、まず、第一章の冒頭で、当時の「校書」の語義を再検討する。ついで、後漢政権下の「校書」に携わった学者官僚と、その対象となった書物のリストを示す。そして、新莽、後漢の正統史観に関わる「校書」の成果と疑われる具体的な二、三の実例を示す。第二章でも、まず当時の「著作」の語義を再考し、その後、後漢の「著作」に従事した学者官僚のリストを示す。その上で、『論衡』書解篇の記述、『宋書』范曄伝の史料などをもちいて、その「著作」の職務の内実が『太史公(書)』(両漢の『史記』)、『漢書』の増補であった蓋然性を示す。最後に、新莽、後漢の経学的な正統史観に関わる『史記』、『漢書』の「著作」の典型的な成果と疑われる具体的な実例をいくつか示す。

なお、漢代には『史記』は『太史公(書)』と呼ばれた。『太史公(書)』、『史記』について目録学的なことを、此処につけくわえておく。前漢末に作られた図書目録、七種目分類の「七略」を取ったとされる『漢書』芸文志に、『太史公(書)』は「六藝略」の「春秋」類の範疇に付され、『楚漢春秋』と『太古以来年紀』との間に「太史公百三十篇。十篇有録無書。」「馮商所續太史公七篇。」と記載される⁷⁾。主要な図書目録で、両漢時代には『太史公(書)』であったその書名を『史記』とするのは、『隋書』経籍志2・史である。「史記一百三十卷 目録一卷、漢中書令司馬遷撰」とある⁸⁾。

以下、後漢の東觀での「校書」、「著作」に関する主な史料としては、劉宋・范曄撰『後漢書』(北京中華書局標点本、1965年)を使用する。史料の引用の際には、小論の論理を構成する上で重要な史料や、その読み方が問題となる史料には極力ニュアンスまで解るような訳文を付したが、読み方が容易であれば省略した。また、説明の煩雑さを避けるため原文を註に回した場合もある。史料に付された傍線は筆者による記入である。

第一章 後漢時代の東觀での「校書」

国家主導の下での学者官僚による「校書」は、後漢から唐代までおこなわれた。その「校書」の「校」字は、日本、中国で共通して従来いわれてきたような「校(較べる)」という意味で使われたのではなくて、組み入れる、組みこむ、挿入する、という意味で使用されたと考えられる。三国魏の王肅の撰とも伝えられる「名物訓釈」の書(逸文)『小爾雅』廣言に「校、交也」とあるごとく、「校」字は「交」字と通ずる。「校書」の「校」の字義は、正にその「交」(「交又させる」、「咬み合わす」、「挟みこむ」)であったと考えられる。たとえ

ば、『漢書』司馬相如伝(上)に載せる「上林賦」に「天子校獵」とある。これに唐代の一流の学者であった顔師古が「校獵者、以木相貫穿、總爲欄校、遮止禽獸、而獵取之」(「校獵」とは、木材を互いに咬みあわせていき、全体として欄校(木材を横にわたした柵、ませ、フェンス)をつくり、[その柵で]禽獸を阻止して、射止めるのだ)と注釈している。かく、顔師古の注は「校獵」の「校」の字義を、互いに咬み合うように形状をととのえた木材を交叉させ、嵌めこんでいくこととしている。また、『漢書』成帝紀の「從胡客大校獵」の師古注に「此校謂以木自相貫穿爲欄校耳」(この「校」字は、ここでは、木材を成りゆきに(切り口を合わせて)咬み合わせていき欄校(柵、フェンス)をつくるという意味なのだ)とある。つまり、師古注によれば、『漢書』にみるこれらの二つの「校」字は、交叉させて嵌めこむ、決めこむ、という極めて具象的な概念をあらわすということになる。ちなみに、古漢語に関する比較的あたらしい研究成果も取りいれていると思われる『簡明古漢語詞典』(雲南人民出版社、1985年)は、この司馬相如伝の「校」字の意味を「設木柵遮獵」とする。かの『漢語大詞典』(1989年)は「摭取禽獸」とする。また、わが『大漢和辭典』(1955年)は、この「校」字の意味を「柵」であるとす。これらの辞書の解義はいずれも的確ではないので、次第に訂正されていくものと思われる。師古注を丁寧に見れば、木を「校」して行って、すなわち、木材を咬み合わせて行って、その結果、柵ができあがるとしていることは明らかであろう。かくて、漢唐の間にあつては、この意味の「校」字が既存の書物に何らかの手をくわえた行為として使用された場合には、文、文章、あるいは、篇を組み入れる、組みこむ、挿入するというのがその意味であったとみられる。当時の「校」字が組み入れる、組みこむ、挿入する、という概念をあらわしたことは、わが国の奈良時代に建てられた正倉院宝庫宝藏などの「校倉造(あぜくらづくり)」の「校」字の使われ方からしても明白である。「あぜくら」は、平安時代以後「校倉」の字をもちいたが、中世以降は「又倉」と書かれたこともあるとされる(『日本美術史事典』⁹⁾の写真のご参照を乞う)。

(一) 後漢の東觀での「校書」に携わった学者官僚

それでは、後漢の各時期に「校書」に携わった学者官僚の名を『後漢書』から拾い、その史料とともに示す。

明帝(在位 57-75)の時代に「校書」を担った学者は、班固(32-92)、杜撫、賈逵(30-101)、楊終である。

○永平五年、兄固被召詣校書郎、超與母隨至洛陽。(卷 47 班超伝)¹⁰⁾

○帝勅蘭台給筆札、使作神雀頌、拜爲郎、與班固竝校秘書、應對左右。(卷 36 賈逵伝)¹¹⁾

○〔永平〕十五年春、(中略)帝甚善之、以其文典雅、特令校書郎賈逵爲之訓詁。(卷 42 東平憲王蒼伝)¹²⁾

○顯宗甚奇之、召詣校書部、除蘭台令史。(卷 40 (上) 班固伝)¹³⁾

○顯宗時、徵詣蘭台、拜校書郎。(卷 48 楊終伝)¹⁴⁾

○永平十五年（中略）與校書郎杜撫、班固等雜定建武注記。（卷 24 馬嚴傳）¹⁵⁾
章帝（在位 76-88）の時代に「校書」を担った学者は、**班固、賈逵、傅毅、孔僖、丁鴻**で、楊終伝の記載によれば、おそらく、**楊終**も携わったとみられる。

- 〔白虎觀〕會終坐事繫獄、博士趙博、校書郎班固、賈逵等、以終深曉春秋、學多異聞、表請之。（卷 48 楊終傳）¹⁶⁾
- 丁鴻（中略）數受賞賜、擢徙校書、遂代成封爲少府。（卷 37 丁鴻傳）¹⁷⁾
- 逵母常有疾、帝欲加賜、以校書例多、特以錢二十萬、使潁陽侯馬防與之。（卷 36 賈逵傳）¹⁸⁾
- 建初中、肅宗博召文學之士、以毅爲蘭台令史、拜郎中、與班固、賈逵共典校書。（卷 80（上）傅毅傳）¹⁹⁾
- 元和二年春（中略）遂拜僖郎中、賜褒成侯損及孔男女錢帛、詔僖從還京師、使校書東觀。（卷 79（上）孔僖傳）²⁰⁾

安帝（在位 106-125）の時代に「校書」を担った学者は、**劉珍、劉駒駘、平望侯毅（劉毅）、馬融、張衡、蔡倫、王逸、竇章**である。

- 〔永初四年二月乙亥〕詔謁者劉珍及五經博士、校定東觀五經、諸子、傳記、百家藝術、整齊脫誤、是正文字。（卷 5 孝安帝紀）²¹⁾
- 太后（中略）乃博選諸儒劉珍等及博士、議郎、四府掾史五十餘人、詣東觀讎校傳記。（卷 10 皇后紀、和熹鄧皇后傳）²²⁾
- （劉珍）永初中、爲謁者僕射。鄧太后詔使與校書劉駒駘、馬融及五經博士、校定東觀五經、諸子傳記、百家藝術、整齊脫誤、是正文字。（卷 80（上）文苑列傳、劉珍傳）²³⁾
- 〔永初〕四年、拜爲校書郎中、詣東觀典校秘書。（卷 60（上）馬融傳）²⁴⁾
- 永初中（中略）是時學者稱東觀爲老子臧室、道家蓬萊山、康遂薦章入東觀爲校書郎。（卷 23 竇章傳）²⁵⁾
- 永初中、謁者僕射劉珍、校書郎劉駒駘等著作東觀、撰集漢記、因定漢家禮儀。（中略）及爲侍中、上疏請得專事東觀、收檢遺文、畢力補綴。（卷 59 張衡傳）²⁶⁾
- 〔元初元年〕校書郎中馬融上書請曰：「〔中略〕」書奏、赦參等。（卷 51 龐參傳）²⁷⁾
- 〔元初〕四年、帝以經傳之文多不正定、選通儒謁者劉珍及博士良史詣東觀、各讎校（漢）家灋、令倫監典其事。（卷 78 蔡倫傳）²⁸⁾
- 元初中、舉上計吏、爲校書郎。（卷 80（上）王逸傳）²⁹⁾

順帝（在位 126-144）の時代に「校書」を担った学者は、**伏無忌、黃景**である。

- 永和元年、詔無忌與議郎黃景校定中書五經、諸子百家、藝術。（卷 26 伏湛傳）³⁰⁾

桓帝（在位 146-167）の時代に「校書」を担った学者は**崔寔、馬融**で、崔寔伝の記載によれば、おそらく、**邊韶、延篤**も携わったとみられる。

- 桓帝初（中略）召拜議郎、遷大將軍冀司馬、與邊韶、延篤等著作東觀。（中略）以病徵、拜議郎、復與諸儒博士共雜定五經。（卷 52 崔寔傳）³¹⁾

○三遷、桓帝時爲南郡太守。先是（中略）免官、髡徙朔方。自刺不殊、還得赦、復拜議郎、重在東觀著述、以病去官。（卷 60（上）馬融伝）³²⁾

この馬融伝にいう「著述」とは、「著」は附著、すなわち、くっつける、の意味で、「述」は訓詁、すなわち、經典の字句の解釈の意味であると理解される。したがって、桓帝の時代にも、老齡となった馬融が東觀で儒家經典に字句の解釈を施したとみられる。これも「校書」の職務の一環としておこなわれたと考えられる³³⁾。

靈帝（在位 168-189）の時代に「校書」を担った学者は、盧植、馬日磾、蔡邕、楊彪、韓說、趙祐、高彪である。

○趙祐博學多覽、著作校書、諸儒稱之。（卷 68 宦者列伝）³⁴⁾

○建寧三年（中略）召拜郎中、校書東觀、遷議郎。（卷 60（下）蔡邕伝）³⁵⁾

○歳餘、復徵拜議郎、與諫議大夫馬日磾、議郎蔡邕、楊彪、韓說等竝在東觀、校中書五經記傳、補續漢記。帝以非急務、轉爲侍中、遷尚書。（卷 64 盧植伝）³⁶⁾

○後郡舉孝廉、試經第一、除郎中、校書東觀、數奏賦、頌、奇文、因事諷諫、靈帝異之。（卷 80（下）文苑列伝、高彪伝）³⁷⁾

ここに、後漢時代に東觀で「校書」の職務に就き、皇帝に最も接近して仕えたという侍中の官位に就いた学者の人数を記しておく。後漢の「校書」に携わったとしてその名前が『後漢書』から判明するのは、筆者の調査に誤りがなければ 31 人で、そのうち、賈逵、劉珍、張衡、王逸、延篤、盧植、蔡邕、楊彪、韓說の、9 人の錚々たる学者が侍中の位にまで登りつめたことになる³⁸⁾。むろん、かれらは「校書」の功だけで侍中になったのではないが、この数字は注目に値しよう。ちなみに、このなかの劉珍、張衡、延篤の 3 人は、「著作」にも従事した。なお、植物繊維による製紙方法を発明し、その名を後世に残した宦官の蔡倫（121 没）は、その功績によるところもあったろうが、安帝を擁した鄧太后の時代の「校書」に携わり、当時その権勢は皇帝の外戚のそれに匹敵するといわれた中常侍に選任された。

（二）後漢の東觀で「校書」の対象となった書物

後漢の東觀で「校書」の対象となったのは、儒家經典やその注釈にとどまらなかった。以下に示すごとく、安帝と順帝の時代に「校書」の対象となった書物の範囲は、「諸子」や、「芸」、「術」の書物に及んだ（「芸」と「術」とを分けるのは『漢書』芸文志の分類による）。ところで、儒家經典が「校書」の対象となったことが明確に分かるのは、鄧太后が「称制臨政」した以降のことである³⁹⁾。すなわち、延平元年（106）の和帝の没後、生後百餘日で皇帝となった殤帝が在位一年で崩じた直後からである。この時点で「著作」が始まったが、その時を挟んで、「校書」の対象となる書物の類目 (category) が変化したようにみえる。そこで、以下、それ以前の明帝、章帝の時代に「校書」の対象となった書物、および、「校書」を担った学者たちが「撰」（撰述）した、または、「刪」（改訂）した史書などについては、史料の内容のみを示す（原文は註 40-43 に回す）。そして、鄧太后の時代以降に「校書」の対象

となった書物については、それぞれの『後漢書』の史料の訳文を示す。

明帝（在位 57-75）の時代に「校書」の対象となった書物と、「校書」に携わった学者が果たした仕事

○「宮廷の図書」とある。（巻 40（上）班固伝）⁴⁰

①「校書」に携わった班固は永平年間（58-75）に明帝の詔勅により『漢書』の撰述をはじめた（章帝の建初（76-84）年間まで続行）。（巻 40（上）班固伝）⁴¹

章帝（在位 75-88）の時代に「校書」に携わった学者が果たした仕事

②「校書」に携わった班固、賈逵などが、明帝の時代から引きつづき『漢書』を撰述した。（巻 14 臨邑侯復（劉復）伝）⁴²

③「校書」に携った楊終が『太史公（書）』（両漢の『史記』）を「十数万言」（十数万字）に「刪」（改訂）した。（巻 48 楊終伝）⁴³

ここで注意を要するのは、上の①、②、③で示したように、明帝、章帝の時代の『漢書』の「撰」（撰述）、章帝の時代の『太史公（書）』の「刪」（改訂）が、「校書」に携わった学者官僚によってなされたことである。

安帝（在位 106-125）の時代に「校書」の対象となったのは、「五経」、「諸子」、「伝」、「記」、「芸」、「術」の書物である。

○謁者の劉珍、および、「五経」の博士に詔勅を下して、東觀の「五経」、「諸子」、「伝」、「記」、多くの「芸」や「術」〔の書物〕に「校」（文、文章、篇を挿入）して定め、誤脱を整齊し、文字を是正させた。（巻 5 孝安帝紀、永初 4 年（110）春 2 月乙亥（20 日）の条）

この記載と内容の重複する史料が、劉珍伝にみえる⁴⁴。

○「校書」とする明文はないが、おそらく、「校書」の名の下に、校書郎中であった時代の馬融が東觀で『孝経』、『論語』、『詩』、『易』、『三礼』（『周礼』、『儀礼』、『礼記』）、『尚書』、『列女伝』、『老子』、『淮南子』、『離騷』に「注」を施したとみられる。（原文は省略）（巻 60（上）馬融伝）

順帝（在位 126-144）の時代に「校書」の対象となったのは、「五経」、「諸子」、「芸」や「術」の書物である。

○永和元年（136）、〔順帝は、伏〕無忌と議郎の黄景に詔勅を下して、宮廷内の蔵書の「五経」、「諸子」、多くの「芸」、「術」〔の書物〕に「校」（文、文章、篇を挿入）して定めた。（巻 26 伏無忌伝）

桓帝（在位 146-167）の時代に「校書」の対象となった書物は、「五経」である。

○〔崔寔は〕召集されて議郎を拜命した。大將軍の〔梁〕冀の司馬に官位が遷って、邊韶、延篤らとともに東觀で「著作」した。（中略）病気があったので呼びよせられて議郎を拜命し、再び多くの儒者、博士とともに「五経」〔の経文〕を決定した。（巻 53 崔寔伝）⁴⁵

○馬融は、鄧太后の時代に引きつづき、儒家經典の字句に注釈を施した（第一章（一）の桓帝の時代のご参照を乞う）。

靈帝（在位 168-189）の時代に「校書」の対象となった書物は、「五經」、「伝」、「記」である。

○1年以上経過して、〔盧植は〕再び徴集され、議郎を拝命し、諫議大夫の馬日磾、議郎の蔡邕、楊彪、韓説と一緒に東觀で、宮廷の図書、「五經」、「伝」、「記」に「校」（文、文章、篇を挿入）して、『東觀漢記』を補足しつづけた。（卷 64 盧植伝）

ここに、靈帝の時代には「五經」のほか、「伝」、「記」にも「校」した、すなわち、文、文章を挿入したとみられるので、安帝や桓帝の時代に東觀で馬融が儒家經典に付した注釈も「校書」の対象となったと考えられる⁴⁶⁾。

（三）正統史観に関わる後漢の「校書」の成果と疑われる具体例

後漢の東觀での「校書」の作業の成果は、当時の国家制度の由来に関連するものなど多数におよぶと想定されるが、それらはこれから一つ一つ解決されるべき経学・史学上の問題である。ここでは新莽、後漢の正統史観に関わる「校書」の典型的な成果と疑われる具体例を二、三示すに止まる。

○『春秋左氏伝』〈昭公 29 年〉、〈襄公 24 年〉、〈文公 7 年、13 年〉の堯と漢の劉氏とをつなぐ劉漢の系譜の記事

まず挙げるのは、後漢の章帝（在位 76-88）の時代に「校書」に携わった学者官僚が織りこんだとみられる『春秋左氏伝』の堯と劉漢をつなぐ系譜、いわば擬制的血縁の記事である。章帝の意向を受けて書かれたとされる賈逵の『春秋左氏長経章句』に次のようにあるので判る。

『春秋』の晋の大夫のことば。陶唐氏（堯）は衰退した。その後裔の劉累は龍を取り扱うことを学び、孔甲氏（夏王朝の王）に仕えた（『春秋左氏伝』昭公 29 年の記事）。范氏はその後裔なのだ（襄公 24 年の記事）。范会は秦より晋に帰還したが（文公 7 年と 13 年の記事）、そこにとどまったのが劉氏なのだ。（〈 〉内は筆者が補った。）⁴⁷⁾

「長経」の「長」字は増長の意味に解されるので、この章句は『春秋左氏伝』に劉漢の系譜を挿入するためにつくられたと考えられる。

○『尚書』旧「堯典」篇

『尚書』の旧「堯典」篇は、中国を初めて開いた聖王は堯であるという見地で書かれており、その篇名は「堯が定めた永遠に変わらない法則」の意味とされる。もともと、現「舜典」篇と合わせて一篇であったが、東晋の梅賾がいわゆる偽孔伝本の経文を献上した際に「堯典」篇と「舜典」篇とに分割されたという。『隋書』経籍志には「至東晋、豫章内史梅

蹟、始得安國之傳、奏之、時又闕舜典一篇」とつくる⁴⁸⁾。この『尚書』旧「堯典」篇にみる堯→舜→禹→稷・契の順次でつなぐ史観は、班固(32-92)、賈逵(30-101)などが構築した五行説による史観と相違がないので、後漢の堯の国家祭祀の拠りどころとなる史観の典拠として「校書」により創出されたのがこの篇ではないかとみられる。ただし、当時の旧「堯典」篇がどのような内容であったのかを詳らかにすることは難しいと思われる。

そもそも、『史記』、『漢書』の両史書によれば、『尚書』の由来は少なくとも前漢初期の文帝(在位、前180-前157)の時代にまで遡ることになるが、このような『史記』、『漢書』の『尚書』に関する記載は『後漢書』のそれとは矛盾する。『後漢書』卷79 儒林伝(上)には、『尚書』は杜林(47没)が新莽政権から後漢政権へと伝えたとし、そのテキストが世の中に出まわるようになったのは鄭玄が注を付した後のこととするからである⁴⁹⁾。かような『尚書』の出所に関する『史記』、『漢書』の記載の歴史的眞偽を見極める際に考慮すべきは、前漢初期にその『尚書』の伝来に関わったとされる孔安国、伏生が、いずれも後漢の「校書」に携わった学者の先祖とされる点ではないかと筆者は考える。『史記』卷121 儒林列伝、『漢書』卷88 儒林伝には、章帝の時代の「校書」に携わった孔僂の先祖の孔安国が、前漢の武帝(在位、前141-前89)の時代に今文で『尚書』を読み官途に就いたとつくるし⁵⁰⁾、また、順帝の時代の「校書」に携わった伏無忌から数えて12代前の先祖の伏生が、『尚書』を「治める」、すなわち、混乱してしまった経文の構成、篇次などを整え、とりまとめる力量のある者を文帝の時代に探した際、得られた学者だとつくる⁵¹⁾。

○儒家經典などにおける后稷の歴史的立場づけの貶賤化

安帝(在位106-125)の時代、そして、桓帝(在位146-167)から靈帝(在位168-189)の時代にかけての二度にわたり、新莽政権では国家の始祖とされた后稷の新たな歴史的立場づけが「校書」(書物へ挿入)されたとみられる。后稷の歴史的立場づけを、儒家經典、その注釈などから拾い、新莽から後漢末までの範囲でその内容によって整理する(ただし、古文經典は新莽政権に利用されたものとして取りあつかった⁵²⁾)と、次のような①、②、③の三段階に分けられる。この第②段階、第③段階の立場づけは、それぞれ、安帝の時代、桓帝から靈帝の時代にかけての「校書」の成果ではないかと疑われる。

第①段階 前漢最末期から新莽政権(9-23)の時代 后稷を天帝の子、かつ、人民の始祖と位置づけてくみこむのは、『詩』⁵³⁾、『周礼』(『周官』)⁵⁴⁾、『春秋左氏伝』⁵⁵⁾で、いずれも新莽政権がその后稷を人民の始祖とする史観や、国家祭祀などの制度の典拠として利用したとみられる古文經典の経文である。

第②段階 後漢中期前半の安帝(在位106-125)の時代 后稷を帝嚳の子、周王朝の始祖、かつ、堯の臣下と位置づけて、五行説による循環史観に堯、舜、禹、契とともにくみこむのは、『詩』生民の毛伝⁵⁶⁾や、『孝経』聖治章である⁵⁷⁾。

第③段階 後漢中期末～後期の桓帝(在位146-167)から靈帝(在位168-189)の時代にかけて 后稷の母、姜嫄を帝嚳の十世代後の子孫の妃、また、棄(后稷)を帝嚳の後世の子

孫の子、かつ、堯と舜に仕えた農政官と位置づけた。このように、后稷を堯、舜に仕えた官としてくみこんでいるのは、『詩』の鄭玄(127-200)の注釈、いわゆる「鄭箋」⁵⁸⁾や、『尚書』の旧「堯典」篇である。そのほか、『春秋左氏伝』⁵⁹⁾、『国語』(『春秋外伝』)⁶⁰⁾、『風俗通義』(逸文)⁶¹⁾、『論衡』⁶²⁾である。

このような桓靈の際の後稷の歴史的な位置づけの「校書」による貶賤化は、当時、そのような政治的権謀を要する不安定な政治情勢がその背景にあって引き締めのためにおこなわれたのではないだろうか。後漢後期の皇帝権の私権化傾向は否定できないといわれるが、そのような政治的状況のなかで桓帝の最晩年、延熹9年(166)に党人の禁錮、いわゆる第1次党錮が起きた。翌、永康元年(167)に、桓帝の後であった竇太后が「臨朝称制」し、建甯元年(168)正月に解瀆亭侯劉安を靈帝として皇帝に即位させたが、その年にも第2次とされる党錮が起きている。

第二章 後漢時代の東観での「著作」

漢唐間に学者官僚がおこなったところの「著作」ということばは、増補、増益、増加するという意味であったと理解すべきである。その「著」字は、『一切経音義』巻3に引く『字書』に「著、相附著也」と、また、『一切経音義』巻2に引く『廣雅』に「著、補也」とあるごとく⁶³⁾、補う、増す、という意味で、かつ、その「作」字は、『春秋公羊伝』莊公29年の「脩舊也」の後漢・何休注に「有所増益曰作」とあるごとく⁶⁴⁾、増益するという意味で使われたと考えられる。「作」字が、しかるべき、または、あるべき状態にするために何かを加えるという意味をもつことは、古くは『春秋穀梁伝』僖公20年(巻9、2丁表)と定公2年(巻19、6丁表)の「伝」に「作、爲也。有加其度也。」とあることや⁶⁵⁾、現代語の「作動」ということばの意味からも解る。ちなみに、清・朱起鳳『辭通』に、漢代の「著作」の「著」字は、漢代の隸書体では「箸」字と通用したとするが⁶⁶⁾、この「箸」字にも「附」、すなわち、増益、の意味があった。よって、当時の「著作」ということばは、「著」と「作」とが同一義を共存するいわゆる「連文」であったと考えられる。後述するが、この意味での「著作」ということばの使用例は、王充(27-97ないし100)『論衡』書解篇にみえる⁶⁷⁾。

(一) 後漢の東観での「著作」に従事した学者官僚

それでは、後漢時代に「著作」の職務を担ったことが『後漢書』から分かる学者官僚の名を、その史料とともに示す。

安帝の時代の東観での「著作」には、劉珍、劉駒駘、張衡が従事した。このうち、張衡は、『周官』(『周礼』)の訓詁(annotation)である『周官解詁』を著わして経学に秀でたが、他方で、天文暦算にも精通し、いわゆる渾天儀を考案創作したことで知られる。

●永初中、謁者僕射劉珍、校書郎劉駒駘等著作東観、撰集漢記、因定漢家禮儀。上言請衡參論其事、會竝卒。而衡常歎息、欲終成之。及爲侍中上疏、請得專事東観、收檢遺文、

畢力補綴。(永初年間(107-113)、謁者僕射の劉珍、校書郎の劉駒駘などが東觀で「著作」し、『東觀漢記』を撰集して、それらにもとづいて漢家の礼儀制度を制定しており、上言して〔張〕衡がその作業に参加して議論するように請うたが、〔劉珍、劉駒駘の二人とも〕相次いで逝去した。そのため、〔張〕衡は常に嘆息して、そのことを成し遂げたいと願っていた。〔張衡は〕侍中になると上疏して請い、東觀での作業を専らにすることができる機会をえた。〔そこで〕逸文をあつめ、引き合わせ、ありったけの力を尽くして、補って継ぎあわせた。)(卷59張衡伝)⁶⁸⁾

桓帝の時代の東觀での「著作」には、崔寔、邊韶、延篤、それに、朱穆が従事した。

●桓帝初(中略)、其後(中略)召拜議郎、遷大將軍冀司馬、與邊韶、延篤等著作東觀。(卷52崔寔伝)⁶⁹⁾

●桓帝時、爲臨穎侯相、徵拜太中大夫、著作東觀。(卷80(上)文苑列伝、辺韶伝)⁷⁰⁾

●桓帝以博士徵、拜議郎、與朱穆、邊韶共著作東觀。(卷64延篤伝)⁷¹⁾

靈帝の時代の東觀での「著作」には、趙祐が従事した。

●趙祐博學多覽、著作校書、諸儒稱之。(卷68宦者列伝)⁷²⁾

かくて、後漢の東觀で「著作」の職務に従事したと知られる学者は8人であり、また、そのうち朱穆を除く7人が「校書」にも携わったことが判明する。

(二) 後漢の東觀で「著作」の対象となった書籍

さて、後漢の東觀で「著作」の対象とされていた書籍は何か。それは、『太史公(書)』(両漢の『史記])と『漢書』であった蓋然性があるというのが小論の主張である。そもそも、『初學記』職官下・著作郎に「初東漢東京圖籍悉在東觀、名儒硯學多著作東觀。」(昔、後漢の洛陽の図書は悉く東觀にあり、名高い儒学者や碩学、数多が東觀で「著作」した。)とある⁷³⁾。おそらく、この『初學記』の解説をふまえてであろう、『文献通考』職官・秘書監に「著作郎、漢東京圖書悉在東觀、故使名儒硯學入直東觀、撰述國史、謂之著作。」(著作郎、漢の東京(洛陽)の図書は悉く東觀にあった。そこで、名高い儒学者、硯学を東觀に勤務させ、「国史」(一国の代々の事跡を載せた記録)を撰述させた、これを「著作」といった。)とある⁷⁴⁾。かくて、元代の『文献通考』によれば、後漢の東觀で「著作」に従事した学者官僚の職務内容は、後漢の「国史」(一国の代々の事跡を載せた記録)の撰述であったということになる⁷⁵⁾。従来、この「撰述國史」という表現は、具体的には『東觀漢記』の撰述を指すと考えるべきとされてきたが、はたしてそれが妥当なのだろうか。先に掲げた『後漢書』張衡伝の記載によれば、東觀での作業に専念できる機会をえた当時「著作」の統括者であった張衡がおこなったことは、「逸文をあつめ、引き合わせ、ありったけの力を尽くして、補って継ぎあわせた」、つまり、何らかの書籍を「補綴」することであったはずである。謁者僕射の劉珍、校書郎の劉駒駘などは東觀で「著作」しつつ、『東觀漢記』を撰集していたと理解される。そこで、ここにいう「国史の撰述」とは、それに經学に造詣の深

い者も従事したことから推して、儒家經典を利用しつつ劉漢の系譜、国家制度の由緒来歴などを史的世界に組み入れる行為であった、すなわち、後漢の「著作」の対象は、『太史公(書)』(両漢の『史記』)と『漢書』であった蓋然性があると著者は考える。むろん、『太史公(書)』と『漢書』が後漢の「著作」を経ていても、それ以前の両史書のテキストがもはや現存しない以上、この見方の正当性を実証するのは大変困難である。しかし、この見方を補強するいくつかの史料がある。それを此処に書きとめて後考を俟つこととしたい。

第一に、『後漢書』卷48 楊終伝の記述がある。章帝の時代には『漢書』の撰述が「校書」に携わった学者官僚によりおこなわれが、すでに第一章(二)で示した楊終伝の記載によると、同時期に『太史公(書)』の「刪」(改刪、改訂)も「校書」に携わった学者、楊終によりおこなわれていた。そこで、国の政策の一貫性、継続性という見地からは、安帝の時代以降も『太史公(書)』の「著作」(本文の増補)と、『漢書』の「著作」が図られたと想像することは難くない。

また、繰り返しになるが、楊終伝に「後受詔刪太史公書爲十餘萬言」(後に〔楊終は、章帝の〕詔勅を受けて『太史公(書)』を改刪(改訂)して十余万言とした)とあった。かく、楊終による『太史公(書)』の改訂時のテキストの字数は十数万字であった⁷⁶⁾。この十余万という字数は、現存する唐・張守節『史記正義』の『史記』本文の字数(52万6,500字)の僅か2,30パーセントにすぎない。そこで、楊終による「刪」の後にも、『太史公(書)』ないし『史記』に増補が重ねられていったと想定せざるをえない。もとより、この史料に関する現在の学界の通説では、今に伝わる『史記正義』にみる『史記』本文こそが『太史公(書)』の原本なのであって、楊終の刪略本は散逸したとする。だが、筆者が『後漢書』にみる他の「刪」字の用例を調べた結果では、仮に通説のようであったとするならば、楊終伝の原文は「後受詔刪太史公書減爲十餘萬言」、もしくは、「後受詔刪太史公書刪省定成十餘萬言」とつくられて然るべきだと思われる(註(2)所掲拙稿の注(19)のご参照を乞う)。それに、『太史公(書)』の本文の70-80パーセントも削減したことを、范曄が何の説明も加えずに「刪」(けずる)の一字で表現したと解釈するのがこの一文の適切な読み方だとは考えにくい。

第二に、『論衡』書解篇に、「著作者爲文儒、說經者爲世儒」(「著作」(文、文章、あるいは篇の増補)をする儒者を「文儒」といい、儒家經典を解説する儒者を「世儒」という)とした上で、「世儒當時雖尊、不遭文儒之書、其跡不傳」(「世儒」は、その時代には、地位が高いが、「文儒」の〔著作〕(文、文章、あるいは篇の増補)の)かきつけがなかったならば、その事跡は伝わっていない)、「漢世文章之徒、陸賈、司馬遷、劉子政、楊子雲、其材能若奇、其稱不由人。」(漢の時代の「文章」の徒(人々)、陸賈、司馬遷、劉子政(劉向)、楊子雲(楊雄)は、それぞれの才能は奇異であったようだが、それぞれの誉れは、それらの本人に起因するのではない。)という件がある。ここに『太史公(書)』(両漢の『史記』)の本文の「著作」すなわち増補にたいする認識を、王充(27-97ないし100)が書いているとみ

なされうる⁷⁷⁾。

第三に、『後漢書』巻59張衡伝に、当然齟齬があつて然るべきという意味で不可解な、『太史公(書)』、『漢書』の、それぞれ、司馬遷、班固が撰述した部分と、他の書物との内容の齟齬、それらを問題として張衡が上奏したという記述がある。

又條上司馬遷、班固所敘與典籍不合者十餘事。(また、司馬遷、班固が撰述したところ(すなわち『太史公(書)』の司馬遷が撰述した部分、『漢書』の班固が撰述した部分)と、他の「典籍」との合致しない内容を10条あまりにして上奏した。)(『後漢書』巻59張衡伝)

とある。張衡が侍中として統括した「著作」に従事した学者官僚が「補綴」していた史書が『太史公(書)』と『漢書』であったとすれば、張衡のこの上奏の動機が納得できよう⁷⁸⁾。

第四に、『漢書』の「著作」(本文の増補)にたいする范曄の認識が表れたと思しき史料として、沈約撰『宋書』巻69范曄伝の末尾に載せるその最晩年の獄中からの書簡がある。范曄は元嘉22年(446)、魯国の孔熙先が彭城王を立ててしくんだ謀反に加担し極刑に処せられたとされるが、その処刑前に書いたその書簡の一節に、『漢書』はどの部分が誰の撰述によるのか判別できないほど、あれこれと手を加えられたと述懐しているとみられる。

本未關史書、政恆覺其不可解耳。既造後漢、轉得統緒。詳觀古今著述及評論、殆少可意者。班氏最有高名、既任情無例、不可甲乙辨、後贊於理近無所得、唯志可推耳。博瞻不可及之、整理未必愧也。(元々は、未だ史書に関与していなかったし、[その頃は]ただ[史書は]解析するようなものでないとばかり感じていた。[けれども、みずから]『後漢書』を造ってからは、いささか[史書を解析する]手がかりを得た。古今の[史書にたいする]「著述」(字句の解釈)や「評論」(論評)を詳らかにみても、[そのことを]意に介するものは少ない。[史書のなかでは]「班氏」(『漢書』)が最も著名であるが、[『漢書』が]情況任せ(なされるがまま)であった(すなわち、したい放題に手を加えられた)ことは[他の書物に]比類がない。甲、乙とか[単純に]分別できるようなものでない。後につけた「贊」も、[『漢書』の]理路については、当を得ているとしているところは無きに等しい。ただ[『漢書』の]「志」だけは[理路整然としている点で]推賞できる。[『漢書』の内容が]多岐、豊富である点は[『後漢書』は]及ぶべくもないが、理路整然としている(筋道が立っている)点では必ずしも恥じない。)(『宋書』巻69范曄伝)⁷⁹⁾

かく、『漢書』は継ぎ接ぎされてきたために、理路整然としないことを指摘している。むろん、この范曄の指摘を俟つまでもなく、『漢書』は、明帝、章帝の時代の「校書」(書物へ

の挿入)に携わった班固、賈逵などの最初の撰述の後に、和帝(在位88-106)の詔勅をもって、班固の妹、班昭(およそ40-115)や、馬融(79-166)の兄、馬続により書き継がれた。史料に即していえば、班昭に『漢書』「八表」、「天文志」を完成させようとし、また、馬続にそのあとを継承させたという記載が『後漢書』巻84列女伝(曹政叔妻伝)にある⁸⁰⁾。だが、これら班昭や馬続による『漢書』撰述のことは周知の歴史的な事柄であり、処刑前といういわば極限の状況下の范曄が述懐するような内容ではなかったはずである。よって、ここに范曄は「任情無例」という4文字で、『漢書』が多次にわたり特定することすら儘ならない史官により「著作」(増補)されてきた結果、パッチ・ワークのような継ぎ接ぎされた状態にあるということを認識して、それを表現したというように受けとめることができよう。

そのほか、すでに別稿に書いたが、『後漢書』巻40(上)班固伝には『太史公(書)』に関して次のようにある。「[史臣の著述に]太初年間(前104-前101)以後が欠落しているのは、[史臣が]記録しなかったためだと班固はみなした⁸¹⁾と。この史料によれば、『太史公(書)』(両漢の『史記』)は、班固の『漢書』撰述時には、太初年間(前104-前101)以降の記事はなかったはずだ。だが、現行本『史記』巻112平津侯主夫列伝には平帝の元始年間(1-5)の王元后の詔が記載されている。また、巻117司馬相如伝「賛」の「太史公」のことはのなかに「楊雄以爲靡麗之賦、勸百風一(後略)」という前漢末から新莽の時代を生きた楊雄(前53-18)のコメントを載せるというように、太初年間以降に書かれた文章の記載もある。それに、そもそも、後漢の初期から学者たちにとって『太史公(書)』はそのあり方の見直しを謀る対象であったようだ。『後漢書』巻36范升伝には「当時、非難する者は、『太史公』が多く『左氏』を引用することをもってした」とあり、つづいて、范升が建武年間(25-56)に『太史公』が「五経」にもとっている箇所など「総計で31」の事柄について上奏した際に、光武帝は詔勅を下し博士に伝達したという記載がある⁸²⁾。

以上、列挙した史料は断片的であるから、自説に引き寄せすぎた証拠の挙げ方といわざるをえない面もある。けれども、後漢の東観での「著作」に官僚として従事した儒学者、碩学が新たに撰述した「国史」は、『太史公(書)』(両漢の『史記』)および『漢書』に増補するためにつくられたという一つの仮説は成立するのではないかと思われる。

(三) 正統史観に関わる後漢の「著作」の成果と疑われる具体例

●『史記』五帝本紀、夏本紀

その正統史観に関する後漢の「著作」の成果と疑われる典型的な具体例としては、当時、それぞれ、どのような内容であったのかは分らないが、『史記』巻1五帝本紀と巻2夏本紀が挙げられる。上で述べたように、今に伝わる『史記正義』五帝本紀、夏本紀の『史記』本文にみる堯→舜→夏→殷→周と循環したという史観は、後漢の「著作」に従事した学者官僚により『太史公(書)』に増補されたと考えられる。

●『史記』五帝本紀、『漢書』百官公卿表にみる后稷の歴史的地位を貶める記述

『史記』卷1、五帝本紀には、舜のことばとして「弃、黎民始飢、汝后稷、播時百穀。」（弃、庶民は飢えようとしている。汝、稷官を継ぎ、時節に合うあまたの穀物〔の種〕を播け。）とある⁸³⁾。かく、五帝本紀では、『尚書』旧「堯典」篇と同様、「稷」を官名としている。また、『漢書』卷19（上）百官公卿表の冒頭には「棄作后稷、播百穀」（棄は后稷となり、時節に合うあまたの穀物〔の種〕を播け）とある⁸⁴⁾。ちなみに、この百官公卿表の「后稷」について、後漢の応劭は「棄、臣名也。后、主也、爲此稷官之主也。」と、農政官の長だと解説した⁸⁵⁾。桓帝（在位146-167）から靈帝（在位168-189）の時代にかけて、このように『太史公（書）』、『漢書』に后稷の歴史的地位を堯に仕えた官僚として貶める記述を書き入れるという「著作」の営みがあったと考えられる。それをこの時期におこなった動機は、「校書」の事例に即して上ですでに説明したのと同じと捉えてよいのではないかと思われる。

そのほか、明帝、章帝の時代の『漢書』撰述時の班固(32-92)、賈逵(30-101)など校書郎による後漢の正統史観に関する実質的な「著作」とみなされるのが、『漢書』卷99王莽伝にみる前漢から王莽への堯舜禪讓神話になぞらえた政権の「禪讓」に関する記載である。後漢の五行説による正統史観の構築の時期を考慮すると、王莽伝の堯舜禪讓神話になぞらえた前漢から新莽への「禪讓」に関する記載は、班固、賈逵などの当時の校書郎による『漢書』撰述時の加上であると理解してほぼ間違いないだろう。

むすびにかえて

以上、その陣容、対象の書物、その成果と疑われる具体的な事例などを考慮しても、後漢政権下、宮廷の蔵書庫で学者官僚がおこなった「校書」、「著作」は、漢王朝を正統とする国家独自の史観や、当時の国家制度の由緒来歴などを、それぞれ、既存の儒家經典などの書物、あるいは、史書に、新たに書き入れる職務であったといえそうである。しかし、現在のところ、後漢の東観での「校書」にたいする大勢を占める見方は小論のこの見解とは異なるもので、当時、既存した儒家經典に学者官僚が勝手に新たに経文を挿入することなどありえなかった、各家（儒家の学派）により経文が不齊だったから校訂したので、その作業が「校書」であったということになるようである。この説をすぐに覆すのは難しいと思われるが、註1)で史料を示した如く、後漢の「校書」に携わった学者官僚は勝手に経文を挿入したのではなく、後漢の制度の由緒来歴などと儒家經典の経文の内容との間に整合を図るという国の方針に従ったにすぎない⁸⁶⁾。それに、儒家經典のテキスト間の字句統一のために、安帝の時代にみるような総勢、五十数名の学者たちのマンパワーが必要だったのかという疑問も湧く。しかも、『後漢書』楊彪伝、盧植伝、蔡邕伝によれば、熹平4年(175)、光祿大夫の楊彪、蔡邕、五官中郎将の堂谿典、諫議大夫の馬日磾、議郎の張馴、韓説、太史令の单颺などが奏上し、「六經」の文字を正して定めることを求めたという⁸⁷⁾。盧植、馬日磾、蔡邕、楊

彪、韓説は東観での「校書」に携わった。その「校書」の仕事が文字を校訂することであったならば、このような上奏を改めておこなう必要はなかったはずである。

ところで、小論のなかで最も論議を呼ぶ点は、第二章（二）で後漢時代の「著作」の対象とされた史書が『太史公（書）』（両漢の『史記』）と『漢書』であるとし、しかも、時の政権の意志により対象とされた蓋然性を指摘したところにあるのではないかと思われる。顧みるに、『史記』については、中国古代史の研究者によりその本文に後世の数々の「竄入」があることがこれまで指摘されつづけてきた。この小論の見解が仮説として認められれば、それら『史記』への「竄入」が何時、どのような状況下、いかなる理由でなされたかという問題の一角を解決する手がかりを提供する可能性があるかと筆者は考える。今少し具体的にその解決の糸口というべき、いわば見通しについて此処に述べておくと、後漢のみならず、その後の漢唐間の国々においても、それぞれが描いた儒家經典を利用した史観や、当時、現行した国家制度の典拠としての由緒来歴などが『史記』、『漢書』へ「著作」（増補）されたと思われるのであって、その点を検討することが、『史記』の後世の「竄入」問題解決への一つの鍵となると考えられるということである。その糸口の一例を挙げるとすれば、西晋政権の正統史観と、『史記』「太史公自序」にみる司馬氏の系譜に関する「著作」（本文の増補）との相関関係である。よく知られているが、「太史公自序」には、『晋書』宣帝（司馬懿）紀にある司馬氏と南正（天を主る官）の重（ちょう）および北正（地を主る官）の黎（り）を結ぶ系譜、いわば擬制的血縁が織りこまれている⁸⁸⁾。だが、この重、黎（『尚書』呂刑篇にみえる）と司馬氏とを結ぶ系譜は氏姓の出所を記す『世本』や皇甫謐（282 没）の『帝王世紀』の逸文にはみあたらない⁸⁹⁾。よって、西晋（司馬氏）政権がその権力を背景にこの系譜をもって『史記』「太史公自序」や『漢書』司馬遷伝に「著作」、すなわち、本文の増補をしたのではないかという疑いは拭いきれない。換言するならば、西晋政権の正統史観と、「太史公自序」の冒頭の重、黎と司馬氏をつなぐ系譜、『漢書』司馬遷伝の冒頭の重、黎と司馬氏をつなぐ系譜の「著作」、および、当時の国家祭祀の礼儀制度、これらの相関関係が疑われるのであって、その関係性を整理分析することが、『史記』「太史公自序」本文の時代的重層の一部の解析につながると考えられるのである。

このように、漢唐間の歴代国家は、おそらくは政治的権威の一つの源泉を創出して、国威の増強に資するという方針で、国策として正統史観、制度の典拠などに関して「著作」、すなわち、『太史公（書）』（両漢の『史記』）ないし『史記』、『漢書』の本文の増補をおこなわせた、その結果、今に伝わる『史記』、『漢書』の本文には漢唐間の「著作」による幾層ものいわばバリアー (barrier) がかかっている、それが両史書が前漢の政治状況や国家制度などについても、その実態を必ずしも反映していない一つの理由であると見通すことができる。

註

- 1) 後漢の「校書」が、現行制度の由緒来歴などを書き入れることを主眼とする作業であったらしい

ことは、『後漢書』巻78蔡倫伝に次のようにあることから推察できる。原文は本文の第一章(一)で示した。

元初4年(117)、〔安〕帝は、「経」、「伝」の文が多くは正確に決定されていなかったの、「通儒」で謁者の劉珍、および、博士、「良史」を選び東觀閣に参上させて、「〔経〕、「伝」を〕漢家の制度と讎校させ、〔蔡〕倫にその作業を監督させた。(『後漢書』北京中華書局標点本、1965年、2513頁)

原文の「良史」を、中華書局標点本は人名に解するが、小論では「良い史官」という意味で読んだ。また、標点本は刊誤を疑って、原文の「漢」字を括弧でくくっている。だが、飯島良子「後漢の鄧太后の学者集団による「校書」——『詩』生民と閔宮の「毛伝」にみる漢制——」(『アジア文化研究』38号、国際基督教大学アジア文化研究所、2012年3月)ですでに述べたが、『後漢書』和熹皇后紀によれば、安帝の時代の鄧太后主導による「校書」の動機は、書物に誤謬があることや、その「典章」からの乖離を危惧したためである。「典章」とは、後漢の制度の規定や、条文をいうと考えられる。よって、蔡倫伝のこの原文の「漢」字は刊誤ではあるまい。

- 2) 飯島良子「莽新政権の国家統合論——后稷神話と王莽のまつり——」(国際基督教大学学報Ⅲ-A『アジア文化研究』21、国際基督教大学、1995年3月)のご参照を乞う。文字通りの拙論であり、本来『毛詩』の経文は経文として、「毛伝」は「毛伝」として、「鄭箋」は「鄭箋」として読むべきところ、経文を「毛伝」により読んでいる箇所があるなど、訂正すべき点がある。ただし、新莽政権が政権樹立前に古文経典をもちいて構築した史観では、后稷こそが人民の先祖であったというこの論文の主張は現在も変わらない。

唐・房玄齡等撰『晋書』巻19、礼志上(北京中華書局標点本、1974年)の「五帝」の祭祀についての摯虞の上奏文の冒頭に、議論の前提として次のようにある。

摯虞議以爲「漢魏故事、明堂祀五帝乃神。新禮、五帝即上帝、即天帝也。明堂除五帝之位、惟祭上帝。(後略)」(摯虞は奏議して意見を述べた。「漢魏(後漢と魏)の「故事」(往行事実)にあつては、明堂では「五帝」の神位を〔政権の始業者に〕祀った(配祭した)。新莽〔政権〕の「礼」(礼法、礼制)では、「五帝」とは、すなわち「上帝」であり、すなわち天帝(天)であった。〔だから〕明堂では「五帝」の神位を壇上に並(なら)べていたが、もっぱら「上帝」(天帝)を祭った。)(587頁)

かくて、この奏議によれば、新莽政権下においては、五帝イコール上帝イコール天帝とみなして、その最大の国家祭祀であった明堂での祀り、すなわち、明堂総饗においては「五帝」の神位を壇上に並(なら)べはしたが、もっぱら「上帝」(天帝)を祭り、「五帝」そのものを祭りの対象とはしなかったということになる。よって、王莽が自らのために構築した史観は「五天帝」の循環史観ではなかったとみられる。

これまでの研究では、この奏議文の「新禮」は『新禮』という書物の意味で理解されてきている。これには理由がある。摯虞の本伝に「元康中、遷吳王友。時荀顛撰新禮、使虞討論得失而後施行。」(1426頁)とあり、中華書局標点本がこの「新禮」に波線をひいて書名としているからである。だが、この波線は misleading である。荀顛の本伝をしらべてみても、荀顛が『新禮』という書物を撰したという記載はない(1150-1152頁)。そこで、この一文は、「元康(291-299)中、〔摯虞は〕吳王の友のところに移住していた。当時、荀顛が〔吳王のために〕新しい礼儀制度を選んでしたが、〔その友の縁で、吳王は〕虞にその利点と欠点を検討させて、しかる後に施行した。」と読むべきである。一方、上に掲げた摯虞の奏議文の冒頭の一句においては、その

- 「漢魏」と「新」は、国名どうし、対句のように使われたとみられる。
- 3) 『文選』李善注所引蔡邕注の原文は「天有五行之序、堯與四臣各挾據其一行、而堯爲之正、四臣已偏、故歸功元首之孫、而授漢劉也。」『六臣注文選』卷48、北京中華書局、1987年、918頁。
 - 4) 飯島良子「後漢の章帝の学者集団による「校書」——史観の構築に関して——」、『後漢経学研究會論集』3、後漢経学研究會、2011年6月。
 - 5) 『晋書』卷24職官志に載せる惠帝の元康2年(292)の詔に次のようにある。

晉元康2年、詔曰、著作舊屬中書令、祕書既典文籍、宜改中書著作、爲祕書著作。(詔：「著作」〔の官(つかさ)〕は、旧來、中書令(宮廷の文書・詔勅を掌る長官)に属していたが、祕書(宮廷の蔵書庫を掌る官(つかさ))がもとより「文籍」をつかさどっているからには、「中書著作」〔の官(つかさ)〕の名は、「祕書著作」とするようによろしく改めるべし。)(735頁)

この「文籍」ということばは、その用例から、書籍に文織する、文などを補綴、すなわち、継ぎ接ぎして文章としてまとめあげる、という意味であったと解される。『魏志』卷4高貴郷公髦紀の注に「傳暢晉諸公贊曰、帝嘗與中護軍司馬望・侍中王沈・散騎常侍裴秀・黃門侍郎鍾會等、講宴於東堂、并屬文論、名秀爲儒林丈人、沈爲文籍先生、望・會亦各有名號」(帝はかつて中護軍司馬望・侍中王沈・散騎常侍裴秀・黃門侍郎鍾會と東堂で語り合い、酒を酌み交わして、「屬文」(文を補綴すること)の論議を并(もつぱら)にして、裴秀を「儒林丈人」、〔王〕沈を「文籍」先生と称した(下略))とみえる。(北京中華書局標点本、1959年、138頁)この「屬文」ということばは、『漢書』賈誼傳にも「賈誼、雒陽人也、年十八、以能誦詩書屬文、稱於郡中。」(北京中華書局標点本、1962年、2221頁)とみえ、その唐・顔師古の注に「屬、謂綴輯之也、言其能爲文也」(「屬」とは、ここでは、補綴して、まとめあげるという意味である。その文章力があることを言っている)とある。(同書、2221頁)

中国においては三国魏の時代になって始めて「著作」(『史記』、『漢書』の増補)をする官職として中書所属の著作郎を正式に置いた。この詔に「祕書がもとより「文籍」(書籍に文織すること)をつかさどっていた」とある。よって、後漢時代には「著作」は祕書の所屬であり、中書の所屬ではなかった。だが、その「著作」の仕事の内容は、やはり、魏晋のそれと同じであり、「文籍」(書籍に文織すること)に係るものであったと考えられる。
 - 6) 「校書」の由来については、葛志毅「兩漢経学与古代學術体系的轉型」(『北京大學學報』(哲学社会科学版、1994年第2期(総第162期)、83-89頁)第3節を参照した。後漢の校書郎については、東晋次「班固と竇氏——後漢外戚政治成立の一断面」(『名古屋大學東洋史研究報告』6、1980年8月、146-166頁)、また、楊鴻年「漢魏郎考」(『中国古代史論叢』7、1983年10月、202-226頁)を参照した。東觀閣の位置および建築的構造などについては、小林春樹「後漢時代の東觀について——『後漢書』研究序説」(『史観』(早稲田大學史学会)第111冊、1984年4月、57-71頁)を参照した。
 - 7) 『漢書』芸文志、北京中華書局標点本、1962年、1714頁。
 - 8) 『隋書』經籍志2・史、北京中華書局標点本、1973年、953頁。
 - 9) 『日本美術史事典』、平凡社、1987年、16頁、『新潮 世界美術辞典』、1985年、24-25頁。
 - 10) 『後漢書』、北京中華書局標点本、1965年、1571頁。
 - 11) 前掲書、1235頁。
 - 12) 前掲書、1436頁。
 - 13) 前掲書、1334頁。
 - 14) 前掲書、1597頁。

- 15) 前掲書、859 頁。
- 16) 前掲書、1599 頁。
- 17) 前掲書、1264 頁。
- 18) 前掲書、1239 頁。
- 19) 前掲書、2613 頁。
- 20) 前掲書、2562 頁。
- 21) 前掲書、215 頁。
- 22) 前掲書、424 頁。
- 23) 前掲書、2617 頁。
- 24) 前掲書、1954 頁。
- 25) 前掲書、821-822 頁。
- 26) 前掲書、1940 頁。
- 27) 前掲書、1689-1690 頁。
- 28) 前掲書、2513 頁。
- 29) 前掲書、2618 頁
- 30) 前掲書、898 頁。
- 31) 前掲書、1725、1730 頁。
- 32) 前掲書、1972 頁。
- 33) 鄧太后の時代に馬融が、校書郎中として、儒家經典に注釈を付した仕事について、本文の第一章(二)で言及した。
- 34) 前掲書、2533 頁。
- 35) 前掲書、1990 頁。
- 36) 前掲書、2117 頁。
- 37) 前掲書、2650 頁。
- 38) 侍中・中常侍について、戸川芳郎「貂蟬——蟬賦と侍臣——」(『加賀博士退官記念中国文史哲学論集』1979年3月所収)を参照した。
- 39) 明帝、章帝の時代の学者官僚が「校書」の名目で「五經」に手を加えたとする記載は、筆者の調査では『後漢書』にみあたらない。
- 40) 班固伝の原文は、「遷爲郎、典校秘書」、『後漢書』、1334 頁。
- 41) 班固伝の原文は、「故探撰前記、綴集所聞、以爲漢書。(中略)固自永平中始受詔、潛精積思二十餘年、至建初中乃成。」前掲書、1334 頁。
- 42) 臨邑侯復(劉復)伝の原文は、「與班固、賈逵共述漢史、傳毅等皆宗事之。」前掲書、558 頁。
- 43) 楊終伝の原文は、「後受詔刪太史公書爲十餘萬言」。前掲書、1599 頁。この「刪」字の読み方について、註4に掲げた拙稿「後漢の章帝の学者集団による「校書」」の注19のご参照を乞う。
- 44) 劉珍伝、2617 頁。
- 45) 崔寔傳、1730 頁。
- 46) 馬融が儒家經典に付した注釈について、註1に掲げた拙稿「後漢の鄧太后の学者集団による「校書」」のご参照を乞う。
- 47) 賈逵『春秋左氏長經章句』玉函山房輯佚書經編春秋類所収、上海古籍出版社、1990年、1262 頁。註4に掲げた拙稿「後漢の章帝の学者集団による「校書」」で論及し、その注6に原文を示した。(重刊宋本左傳注疏本では卷53、4丁裏、卷35、22丁表、卷19上、4丁裏-5丁裏、卷

19 下、9 丁裏 - 11 丁表をご参照。)

- 48) 『隋書』経籍志、915 頁。
- 49) 『後漢書』、北京中華書局標点本、1965 年、2566 頁。
- 50) 『史記』卷 121 儒林列伝、北京中華書局標点本、1959 年、3124-3125 頁。『漢書』卷 88 儒林伝、3603, 3607 頁。
- 51) 『漢書』の記載のみ示す。『史記』の記載はほぼ同文なので省略する。
○孔氏有古文尚書、孔安國以今文讀之、因以起其家逸書、得十餘篇、蓋尚書茲多於是矣。(後略) (『漢書』卷 88 儒林伝、孔安國伝、3607 頁。)
○伏生、濟南人也、故爲秦博士。孝文時、求能治尚書者、天下亡有、聞伏生治之、欲召。時伏生年九十餘、老不能行、於是詔太常、使掌故朝錯往受之。秦時禁書、伏生壁藏之。其後大兵起、流亡。漢定、伏生求其書、亡數十篇、獨得二十九篇、即以教齊魯之間。齊學者由此頗能言尚書、山東大師亡不涉尚書以教。伏生教濟南張生及歐陽生。張生爲博士、而伏生孫以治尚書徵、弗能明定。是後魯周霸、雒陽賈嘉頗能言尚書云。(『漢書』卷 88 儒林伝、伏生伝、3603 頁。)
- 52) 註 2 に掲げた拙稿「莽新政権の国家統合論」のご参照を乞う。
- 53) 『詩』大雅・生民篇に「厥初生民、時維姜嫄、生民如何、(中略)時維后稷。」(はじめの民を生んだ人、その名は姜嫄、民を生んだありさまは(?)。(中略)その〔子の〕名は后稷。)とある。(重栞宋本毛詩注疏本、1815 年、卷 17、1 丁裏 - 2 丁表) そのほか、后稷の名のみえる『詩』篇は、大雅・雲漢、周頌・思文、魯頌・閟宮である。これら「生民」、「雲漢」、「思文」、「閟宮」の経文では、后稷は上帝(天)とならび称され、天に配祭されるにかなう神奇な存在者とされる。
○大雅・「雲漢」には次のようにある。
后稷不克、上帝不臨、(耗斃下士、寧丁我躬。)(后稷は善しとせず、上帝は受けいれてくれない。)(卷 18、15 丁裏)
○毛伝:「丁」、當也。(卷 18、15 丁裏)
○周頌・「思文」には次のようにある。
思文后稷、克配彼天、立我蒸民、莫匪爾極、貽我來牟、帝命率育、無此疆爾界、陳常于時夏。
(ああ、文なる后稷は、かの天に配祭するにかなう。われら民草ここに生ありて、わが祖、后稷の極(おきて)にあわさざるなし。(後略))(卷 19、11 丁表 - 12 丁表)
○毛伝:「極」、中也、「牟」、麥、「率」、用也。(卷 19、11 丁表)
「思文」はより古いテキストでは「渠」という篇名であったようだ。『周礼』春官・鐘師の鄭玄注所引の杜子春がさらに引く呂叔玉の説に次のようにある。
渠、大也。言以后稷配天、王道之大也。丁我躬。(「渠」は、「大」のこと。言う心は、后稷を天に配祭するのは、王の治理の大要ということなのだ。后稷は善しとせず、上帝は受けいれてくれない。)(重栞宋本周禮注疏本、1815 年、卷 24、2 丁表)
○毛伝:「丁」、當也。(卷 18、15 丁裏)
○「閟宮」には次のようにある。
閟宮有恤、實實枚枚、赫赫姜嫄、其德不回、上帝是依。無災無害、彌月不遲、是生后稷、降之百福。(閟宮は、清静として、堅固で美しい。赫赫たる姜嫄、その徳は邪でなく、上帝はこれに依拠した。〔姜嫄は〕無事に臨月を迎え、生まれたのが后稷、〔后稷は〕多くの福をもたらした。)(卷 22、1 丁表 - 裏)
- 54) 『周礼』(『周官』)春官・大司楽に「乃奏夷則、歌小呂、舞大濩、享先妣。」(夷則を奏で、小呂を歌い、「大濩」を舞って、先妣を享(まつ)る。)[「乃奏無射的、歌夾鍾、舞大武、以享先祖。」

(無射を奏で、夾鍾を歌い、「大武」を舞って、先祖を享(まつ)る。)とある。(重栞宋本周禮注疏本、1815年、巻22、14丁裏-15丁表)

- 55) 『春秋左氏伝』成公16年(前575)に申叔時のことばとして、『詩』思文の一句、「故『詩』曰「立我蒸民、莫匪爾極。」(われら民草ここに生ありて、わが祖(后稷)の極(おきて)にあわせざるなし。)が引用されている。また、襄公7年(前566)に「夫郊祀后稷以祈農事也。」とある。(重栞宋本左傳注疏本、1815年、巻28、4丁表)
- 56) 『詩』生民の毛伝に「生民本后稷也。「姜」、姓也。后稷之母、配高辛氏帝焉。」(人民の誕生は后稷が大本である。「姜」は姓である。后稷の母が、高辛氏の帝(帝嚳)に配偶されたのであろうよ。)とある。(巻17、1丁裏)
- 57) 『孝経』聖治章に「昔者、周公郊祀后稷以配天、宗祀文王於明堂以配上帝。」とある。(重栞宋本孝経注疏本、1815年、巻5、2丁表)『孝経』は鄧太后の時代に馬融が注釈を付して、当時、「校書」の対象であったと推察される。
- 58) 『詩』生民の「鄭箋」に、「姜嫄(中略)後則生子。而養長之、名曰棄。舜臣堯而舉之。是爲后稷。」(姜嫄は後に男子を生んだ。養育し、棄と名づけた。舜は堯に臣下として仕え、棄を登用した。そこで「后稷」として用いたのだ。)とある。(巻17、2丁表)
- 59) 『春秋左氏伝』昭公29年(前513)に、史官の蔡墨のことばとして「稷田正也。有烈山氏之子曰柱、爲稷、自夏以上祀之。周棄亦爲稷、自商以來祀之。」(稷は「田正」のこと。有烈山氏に柱という子があり、稷官に任命されたので、夏以前は柱を祀った。周の棄(后稷)も稷官に任命されたので商(殷)以後は棄(后稷)を祀る。)とある。(巻53、10丁裏-11丁表)
- 60) 『国語』(『春秋外伝』)魯語上に「昔烈山氏之有天下也、其子曰柱、能殖百穀百蔬。夏之興也、周棄繼之、故祀以爲稷。」(昔、烈山氏が諸侯〔の位〕を維持していた時、その子の柱がさまざまな穀物や草の実を殖やすのに長けていた。夏が勃興し、周の棄がこの事業を継承した。そこで祀るのに、稷をもちいる。)とある。上海古籍出版社、1988年、166頁。
- 61) 応劭『風俗通議』姓氏篇の逸文に「稷氏、堯時棄爲后稷、子孫以官爲氏。」(稷氏は、堯の時代に棄が「后稷」となり、子孫がその官名をもちいて氏姓としたのだ。)とある。(『風俗通議通檢』、上海古籍出版社、1987年、144頁。)かく、「后稷」を官名としている。
- 62) 後漢の王充(137-192)『論衡』初稟篇に「棄事堯爲司馬、居稷官、故爲后稷。」(棄は、堯に仕えて司馬となり、稷官の職にあった、そこで后稷という)とある。黄暉『論衡校釋』、臺灣商務印書館、民国24、1935年、巻3、117頁。
- 63) 『一切経音義』三種校本合刊、上海世紀出版股份有限公司・上海古籍出版社出版發行、2008年、60頁下段、43頁下段。
- 64) 『春秋公羊伝』莊公29年、「脩舊也」後漢・何休注、重栞宋本公羊注疏本、1815年、3丁表。
- 65) 『春秋穀梁伝』重栞宋本穀梁注疏本、1815年、巻9、2丁表、巻19、6丁表。
- 66) 清・朱起鳳『辭通』、開明書店、1934年、巻23、十葉、作、11、入聲。
- 67) ただし、書解篇のなかの「著作」も現代語の著作の意味で読まれてきているようなのである。だが、それでは書解篇の文章の意味がよく通らない。山田勝美氏は、新釈漢文大系94『論衡(下)』で、書解篇の「著作」を現代語の著作の意味に解しておられるが、その篇の「題意」に「その文を作る人、すなわち著述家を文儒とよび、単に經典を解釈する人を世儒とよんで、両者の優劣を論じている。著作にからんで、余暇と才能の有無をとりあげているが、そこまで読み進んでも、さっぱり篇名と結びつかない。王充はいったい何を言おうとしているのか。」と書かれた。(1753頁)

- 68) 『後漢書』、1940 頁。
- 69) 前掲書、1725-1730 頁。
- 70) 前掲書、2624 頁。
- 71) 前掲書、2103 頁。
- 72) 前掲書、2533 頁。
- 73) 『初學記』 職官下・著作郎、北京中華書局標点本、1962 年、298 頁。
- 74) 『文献通考』 職官・秘書監、十通本、1935 年、卷 56、職官 10。
- 75) 同。
- 76) 註 4) に掲げた拙稿「後漢の章帝の学者集団による「校書」注(19)のご参照を乞う。
- 77) 『論衡校釋』 書解篇、卷 28、1150-1151 頁。このように、『司馬遷』（当時の『太史公（書）』）、『漢書』が司馬遷伝を含めて、「文儒」により「著作」された、すなわち、それらの本文が増補されたことを前提に、王充が書解篇を書いたように受けとめることができる。
- 78) 『後漢書』 卷 59 張衡伝、1940 頁。第一章（二）の『後漢書』 卷 59 張衡伝の史料のご参照を乞う。
- 79) 『宋書』 卷 69 范曄伝、北京中華書局標点本、1974 年、1830 頁。
- 80) 曹政叔妻（班昭）伝の原文は、「兄固著漢書、其八表及天文志未及竟而卒、和帝詔昭就東觀臧書閣踵而成之。（中略）時漢書始出、多未能通者、同郡馬融伏於閣下、從昭受讀、後又詔融兄續繼昭成之。』『後漢書』 卷 84 列女伝（曹政叔妻伝）、2784-2785 頁。
- 81) 註 4) に掲げた拙稿「後漢の章帝の学者集団による「校書」の注(13)で原文（1334 頁）を示し論及した。
- 82) 『後漢書』 范升伝の原文は 1229 頁。註 4) に掲げた拙稿で論及した。
- 83) 『史記』、38 頁。
- 84) 『漢書』、721 頁。
- 85) 前掲書、723 頁。
- 86) 「国の方針」と書いたが、後漢の東觀での「校書」の一つの特徴として、その名を冠した正式な官（つかさ）は設置せずにおこなわれたということがある。唐・杜佑撰『通典』 職官・秘書監・校書郎に、「漢之蘭臺及後漢東觀、皆藏書之室、亦著述之所、多當時文學之士使讐校於其中、故有校書之職、後於蘭臺置令史十八人、又選他官入東觀、皆令典校秘書、或撰述傳記、蓋有校書之任、而未爲官也。」とつくる。かく、後漢政権は、「校書」の仕事を行わせるために「校書」の名を冠した官（つかさ）を設置せず、かわりに、蘭臺の令史、すなわち、尚書の属官や、代理の官を、実際に「校書」の職務にあった者にあてていたようである。つづいて、「故以郎居其任、則謂之校書郎、以郎中居其任、則謂之校書郎中、當時重其職」と、後漢においては校書郎、校書郎中といった属官の職が尊ばれたとしている。（巻 26、11 丁表-裏）
- 唐代の『初學記』、元代の『文献通考』によれば、後漢の東觀での学者集団による「著作」の職務も、「校書」と同様、正式な官（つかさ）は設置せずにおこなわれたことになる。『初學記』 職官下・著作郎に、後漢の東觀での「著作」について、「然皆他官假著作之名、而未立著作之官。」（すべて他の官で、「著作」を仮装する名〔義として利用したの〕）であり、まだ「著作」の官は設けていなかった。）とある。（298 頁）事実、『後漢書』を調べてみても「著作」ということばの付く官名はみあたらない。また、『文献通考』 職官・秘書監に「東觀皆以他官領焉、蓋有著作之任、而未爲官員也。」（東觀にあっては他の官がそのことを領したのであろう。たぶん、「著作」の職務はあったが、未だ官員とはしてなかった。）とある。（巻 56、職官 10、秘書監）
- 87) 熹平石經の建立にまつわる出来事として、巻 60（下）蔡邕伝に次のようにある。

建寧三年、(中略)召拜郎中、校書東觀、遷議郎。邕以經籍去聖久遠、文字多謬、俗儒穿鑿、疑誤後學、熹平四年、乃與五官中郎將堂谿典、光祿大夫楊賜、諫議大夫馬日磾、議郎張馴、韓說、太史令單鳳等、奏求正定六經文字。靈帝許之。邕乃自書(冊)[丹]於碑、使工鐫刻立於太學門外。(1990頁)

また、卷79上、儒林伝(上)に次のようにある。

熹平四年、靈帝乃詔諸儒正定五經、刊於石碑、爲古文、篆、隸三體書法以相參檢、樹之學門、使天下咸取則焉。(2547頁)

- 88) 『史記』、卷130、太史公自序、北京中華書局標点本、1959年、3285頁。

「昔在顓頊、命南正重以司天、北正黎以司地。唐虞之際、紹重黎之後、使復典之、至於夏商、故重黎氏世序天地。其在周、程伯休甫其後也。當周宣王時、失其守而爲司馬氏。司馬氏世典周史。(後略)」とある。『晋書』、卷1、宣帝紀、北京中華書局標点本、1974年、1頁。「其先出自帝高陽之子重黎、爲夏官祝融。歷唐、虞、夏、商、世序其職。及周、以夏官爲司馬。其後程伯休甫、周宣王時、以世官克平徐方、錫以官族、因而爲氏。(後略)」とある。

- 89) 『尚書』呂刑篇に「皇帝(中略)乃命重黎、絕地天通、罔有降格。」とある。重栞宋本尚書注疏本、卷19、20丁裏。

『世本』は、漢・宋衷注、清・秦嘉謨等輯『世本八種』(學術叢書50、西南書局、民国63年、1974年)を参照。張澍粹集補注本に山海經注に引く『世本』に「老童娶根水氏、謂之驕福、産重及黎」とあるとするなど、重(ちょう)と黎(り)についての記述は『世本』にあった(張澍粹集補注本、85頁6行目、86頁1行目。雷學淇校輯本、3頁8行目。弗泮林輯本、9頁4行目-5行目)とみられるが、重・黎と司馬氏を結ぶ系譜は『世本』にはみつけられない。司馬氏を重(ちょう)と黎(り)の後裔とするのがみられるのは、三皇から隋までの歴代のことを誌した宋・鄭樵撰『通志』の氏族略・以官爲氏である。『通志』(中文出版社、京都、1978年)巻8、氏族4、志468頁を参照した。

『帝王世記』は、元末明初・陶宗儀『說郛三種』(上海古籍出版社、1988年)の『說郛一百二十号』第59号冊所収、2729-2730頁を参照した。